

いわて 議会だより

2014.12

34

Contents

- 2 第3回定例会
- 3 一般質問
- 14 委員会活動報告
- 15 議員提出議案
- 16 フォトギャラリー、12月議会の本会議開催予定日

発行：岩出市議会
〒649-6292 岩出市西野209
編集：議会広報常任委員会
TEL 0736-61-6947
E-mail gikai@city.iwade.lg.jp

平成26年第3回定例会議決結果

案 件 名	結果	賛否（○……賛成 ×……反対 —……賛否に加わっていない）															
		公明党 議員団			日本共産 党議員団		岩出クラブ			郁青青 クラブ		ネット岩出				尾 和 弘 一	
		宮 本 要 代	玉 田 隆 紀	田 畑 昭 二	市 来 利 恵	増 田 浩 二	西 野 豊	上 野 耕 志	福 山 晴 美	松 下 元	山 本 重 信	三 栖 慎 太 郎	梅 田 哲 也	田 中 宏 幸	井 神 慶 久		吉 本 勸 曜
専決処分の承認を求めることについて （岩出市外国語指導助手の賃金及び旅費等に関する 条例の一部改正）	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岩出市福祉事務所設置条例の一部改正	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岩出市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する 基準を定める条例の制定	可決	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
岩出市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事 業の運営に関する基準を定める条例の制定	可決	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
岩出市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に 関する基準を定める条例の制定	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平成26年度岩出市一般会計補正予算（第2号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平成26年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算 （第1号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平成26年度岩出市介護保険特別会計補正予算 （第1号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平成26年度岩出市下水道事業特別会計補正予算 （第2号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平成26年度岩出市水道事業会計補正予算 （第2号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市道路線の認定	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市道根来安上線新設改良工事その2請負契約	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
動産の取得	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岩出市固定資産評価審査委員会委員の選任	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
日本酒の普及の促進に関する条例の制定	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書の提出	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求 める意見書の提出	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

（議長のため、賛否に加わることができない。）

一 般 質 問

* 質問者本人が質問及び答弁の要点をまとめ、提出のあったものを各議員の責任のもとに掲載しました。
* 内容等については、質問者にお問い合わせください。

井 神 慶 久 議員 4 頁

- ◎中高一貫校について
- ◎全国学力テストについて

宮 本 要 代 議員 5 頁

- ◎学力調査について
- ◎認知行動療法について
- ◎土砂災害について

梅 田 哲 也 議員 6 頁

- ◎全国学力・学習状況調査について
- ◎子どものスマホの適正な使用について
- ◎土砂災害防止法について

山 本 重 信 議員 7 頁

- ◎高齢者福祉について
- ◎子どもたちの教育と安全対策について
- ◎橋の安全対策について

三 栖 慎 太 郎 議員 8 頁

- ◎根来小学校新運動場トイレの水洗・洋式化を直ちに
- ◎原材料支給に関して、年 1 回 10 万円の原材料のみ支給で、どのような道普請等ができるのか

田 畑 昭 二 議員 9 頁

- ◎子ども医療費の自己負担分の軽減措置について
- ◎地域包括ケアシステム（2025 年をめどに整備を目標）について

尾 和 弘 一 議員 10 頁

- ◎地籍について
- ◎公共施設について
- ◎ふるさと納税について
- ◎上下水道について
- ◎市税・国保税について
- ◎各種選挙について
- ◎防災・減災について
- ◎大門池裁判について

玉 田 隆 紀 議員 11 頁

- ◎環境整備について
- ◎情報発信について

増 田 浩 二 議員 12 頁

- ◎核廃絶宣言自治体について
- ◎災害対策について
- ◎上岩出保育所周辺の道路整備について

市 來 利 恵 議員 13 頁

- ◎子ども・子育て支援新制度について
- ◎安心の介護保険制度を求めて
- ◎小・中学校の学校図書室に司書の配置を

(委員) 市 來 利 恵
(日本共産党議員団)

(委員) 吉 本 勸 曜
(ネット岩出)

(委員) 西 野 豊
(岩出クラブ)

(委員) 田 中 宏 幸
(ネット岩出)

(委員) 宮 本 要 代
(公明党議員団)

(副委員長) 玉 田 隆 紀
(公明党議員団)

(委員長) 山 本 重 信
(郁青青クラブ)

(平成 26 年 9 月 11 日 選任)

**決算審査
特別委員会**



井神 慶久 議員
(ネット岩出)

県立中高一貫校を 岩出に

中高一貫校について、今年度の市政懇談会では、多くの会場で県立中高一貫校設置の要望が多く出されています。

一日でも早く市内につくって欲しい。

質問

中高一貫校について、市の考えは。現時点での県内の現状は。何か問題点はあるのか。

那賀高校への中学校の設置については。

答 井 教育長

小学校卒業時点での子どもたちや保護者などの進路選択の幅を広げるため、学校の複線化を進めることや、6年間の学校生活の中で計画的、継続的な教育課程を展開することにより、生徒の個性

や創造性を伸ばすことを目的に、平成10年度に制度化され、翌年度から導入し、全国的に見て、平成25年で103校が設置されている。

私立中学に比べ、経済的な負担軽減から、公立中高一貫校の人気が高く、

私立中学に比べ、経済的な負担軽減から、公立中高一貫校の人気が高く、



今後さらに設置されるものと考えられる。

那賀高校への設置は、県教育委員会の管轄となるため、県に要望をしていく。

質問

全国学力・学習状況調査について、私は公表をしたほうがよいと思いますが、学校別成績を公表するのか。学力向上に向けた今後の対策、改善点の考えは。

答 井 教育長

国が示す実施要領では、数値による順位の公表などは行わないことと規定されていることから、学校名を明らかにした個別の状況については公表はしません。

今後の対策として、初



善を図るとともに、保護者への個人成績の通知などを通して、個々の学習支援をしていくことを主な目的にしています。

今回の調査では、本市児童生徒は、携帯電話・スマホ・テレビゲームの利用時間が多いこと。また、それに反して家庭で学習、復習したりする時間がたいへん少ないことなどが、これまでにも増して明確になりました。

秋田県などの上位常連県などの実績からは、学校と保護者が連携し進める家庭学習の習慣化は、学力向上にとって大切であることは明白であります。

家庭学習啓発資料「いわでのこ」を、来年度本市の児童生徒の課題を明示するなどバージョンアップして、さらなる家庭学習の啓発、推進を図っていく。

めて全国学力テストの実施日に、その対象外である小学3・4・5年生及び中学1・2年生を対象に、市独自で全国学力テストに準拠した内容の学力テストを実施した。このテストは、学校や学年及び個人のさまざまな課題を明らかにし、早期改



宮本 要代 議員
(公明党議員団)

携帯・スマホの 使用にルールを

全国学力調査

携帯・スマホの使用時間が増えるほど成績が低下する傾向が見られる。

使用時間が30分未満の児童生徒と4時間以上の児童生徒の正答率を比べると、全教科平均で約14ポイント、中学数学Bでは18.0%も開いた。

質問

①全国学力調査の中の学習時間や生活習慣に関するアンケートの分析や、問題点解決にむけての取り組みは。

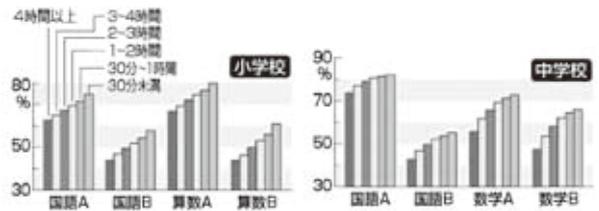
②携帯・スマホの使用状況は。また、家庭へ取り組みの呼びかけや学校教育で啓発を。

答 弁 教育長

①学習状況調査の結果から、課題解決にむけての取り組みは、

・家庭学習啓発資料「いわでのこ」に岩出市の児童生徒の課題を明示し、家庭学習の推進を図る。

携帯・スマホ使用時間と 学力テストの平均正答率



・司書を学校に派遣し、学校図書館の活性化や子どもたちの読書への関心・意欲の向上に努める。

②携帯・スマホの所有率
・小学6年生 57.9%
・中学3年生 88.6%

携帯・スマホの使用については、「学校を通しての指導の推進」「PTAと連携し、保護者への啓発の強化」を図っていく。

土砂災害

質問

①岩出市の土砂災害警戒区域等の指定状況は。
②住民への危険周知や避難体制の整備などの防災対策について。

答 弁 事業部長

①岩出市の土砂災害警戒区域等指定状況は。(次の表のとおり)

	土石流	急傾斜地の崩壊
土砂災害警戒区域	40箇所	44箇所
上記のうち土砂災害特別警戒区域	30箇所	44箇所

がけ崩れの前兆

- がけに亀裂
- 小石が落下
- 湧き水が濁る・止まる
- 地鳴り

地滑りの前兆

- 地面に亀裂・陥没
- 斜面から水が噴出
- 井戸や沢の水が濁る
- 亀裂や段差が発生

土石流の前兆

- 山鳴り
- 腐った土のにおい
- 川の水が濁り流木
- 降雨続くのに水位下がる

答 弁 総務部長

②予測による避難勧告等発令の空振りを恐れることなく、住民の安全確保に努める。

住民の避難については、「常日ごろから、避難路を各自が把握」「自主防災組織や自治会班単位での避難訓練や最善の避難経路を確認」をお願いしている。

スマホの夜間 使用制限を



梅田 哲也 議員
(ネット岩出)

4月実施の全国学力 学習状況調査

質問

①和歌山県は、小中学校ともに全国平均を下回る結果であったが、本市の結果はどうか。

②家庭学習時間とテレビゲーム等の時間はどうか。
③学力向上に向けて、目標設定と具体的施策について。

答 弁 教育長

①小学生では、全国平均を2〜5ポイント下回り、中学生では、全国平均を6.5〜10ポイント下回る厳しい結果である。

②PCや携帯電話を含めたゲームの使用時間は、小中学生ともに全国平均に比べ高くなっている。

③目標設定については、小学生では全国平均、中学生では県平均を目標に危機意識をもって取り組む。

子どものスマホの適正な使用

質問

①本市では、児童生徒の

スマホ等の利用状況を把握しているか。

②保護者や教育関係者に適正な使用と危険性についてのセミナーの開催を実施してはどうか。

③スマホ等のフィルタリングの現状はどうか。
④夜間のスマホ等の使用制限に向けた取り組みを実施してはどうか。

答 弁 教育長

①小学校6年で、57.9%、中学校3年で88.6%が所有している。

②教育委員会主催で、PTA役員の方々と、スマ



ホの使用のあり方についての懇談会をもち意見をまとめ、保護者向けの啓発チラシを作成する。
③有害サイト接続のフィルタリングの実施は低い。
④PTAを通じて、各家庭への呼びかけの強化を図っていく。

土砂災害防止法

質問

①土砂災害防止法に基づく警戒区域及び特別警戒区域は、市内に何箇所あるのか。

②住民への周知方法は。

③ハザードマップへの記載時期について。

答 弁 事業部長

①土石流に区分される土砂災害警戒区域は、40箇所、急傾斜地の崩壊に区分される区域は44箇所、そのうち、土砂災害特別警戒区域を含むところが、土石流は30箇所、急傾斜地の崩壊については、全域が県により指定されている。

答 弁 総務部長

②土砂災害危険箇所についてのチラシを市内公共施設へ掲示するとともに、広報いわで10月号へも掲載し、周知している。

③今年度作成中の岩出市防災マニュアルに掲載し、平成27年3月に市広報紙と同時に市内全世帯へ配布する。



高齢者福祉

対策の充実

パークゴルフ場新設
計画は

質問

現在、家の中に閉じこもり、運動不足で運動機能が低下し、介護が必要なお年寄りを多く見受けられます。

その改善策として、お年寄りが元気で長生きできる施策が求められています。

他の市町村のユニーク



山本 重信 議員
(都青青クラブ)

な方法を少し紹介します。

お年寄りが興味を持ち、自分の意志で出かけたかと思える方法として、カジノや麻雀教室、喫茶サロン等の運営をして、積極的に外出する機会をつくり、成功している事例が多くあります。対策として、パークゴルフ場建設が最適だと考えますが、お考えは。

答 弁 生活福祉部長

市では、住み慣れた地域で生き生きと過ごせるよう、様々な対策を講じています。パークゴルフ場は最近人気のスポーツであり、競技人口も増加していることは認識していますが、広大な用地が必要なため、現在考えて



パークゴルフ風景

いません。

市では、屋外での競技として、グラウンドゴルフ・ゲートボール・テニス等の競技を実施しています。

今後、各種計画にて引き続き社会参加を促進す

る施策や生きがい事業の推進に努めます。

各学校・学力公表するべきだと考えます

質問

今まで、学力を公表すると、学校を序列化される危険があるため、成績を公表しないとかわれてきました。

子ども達が、世の中に出るとすべて競争社会です。今の競争社会に対応できる教育には、学力の公表が必要だと考えます。

答 弁 教育長

全国学力・学習状況の結果公表につきましては、全国平均と比べた特徴的な概要や今後の対策と併せて公表します。

また、学校名を明らかにした各学校の個別の状況については、公表しません。

今後、取り組みや成果及び課題等を改善します。

落合橋の安全対策は

質問

総合体育館前の山田川に架かる落合橋が老朽化しています。早急な対策が必要です。

答 弁 事業部長

以前に山田川の河川改修時に、木造から現在の橋に架け替えられたもので、中迫地区から荊本地区への必要な道路であり、農作業用に利用されています。再度、河川管理者の県に要望しています。





三栖慎太郎 議員
(都青青クラブ)

年一回10万円で 何がでできる

根来小学校新運動場
トイレの水洗洋式化
を直ちに

質問

この問題は、子どもや保護者の切実な要望。市民が納得する答弁を。

①施工時、水洗・洋式化しなかった理由は。

②下水道直結前の水洗洋式化は可能か。

③下水道接続時期は。

④この問題より、緊急性必要性が高い案件とは。

⑤子どもの健康・精神面に問題が出ると、文科省は、子どもの学習・生活環境改善の視点に立ち、

トイレの見直しを進めているが、児童の健康面・

精神面の問題は、市教育委員会にとって緊急性・

必要性が低いのか。

答弁 教育部長

①施工年は昭和55年9月。理由は、浄化槽からの放

流に下流の同意が得られなかったからだが、現在は解消されている。

②合併浄化槽による水洗洋式化が可能で、費用は概算2千3百万円。

③当該地区の下水道接続は、平成31年以降。

④優先順位の高い案件は、消防指摘箇所の改善、床

の張り替え、雨漏り補修、手洗いの改修、特別教室のエアコンの取り替え

等で、安全面最優先。

⑤新運動場トイレは、あくまで緊急用。利用は非常に少ないので優先順位

は低い。

原材料支給 年一回
10万円で何がでできる

質問

①大規模の区と小規模の自治会では、管理認定外

道路等の規模も違うため支給限度額に、管理範囲

に応じた差をつける必要があるのでは。

また、年一回10万円の

原材料は非常に限られているが、どういった利用を想定しているのか。

②団体の計画に合わせ、複数年分の一括補助の仕組みも有効ではないか。

③市が常々、地域住民による、さらなる協働を求

めるなら、支給対象を重機借上料、消耗品、人件

費等まで拡大する必要がありと考えるがどうか。

答弁 事業部長

①大規模な改修工事は、幅員、水路敷幅、地元分

担金等の条件はあるが、市が事業主体で実施している。

本制度は、地元区費用で行う小規模工事に対する補助。

大規模な区や自治会に



重さ100キロ以上のコンクリート側溝蓋

ついては、区費が相応と考えているため、差をつける必要はない。

②予算の範囲内で、より多くの区・自治会に分配したいので、複数年分の

一括補助はできない。

③小規模工事対象のため人件費等、支給対象拡大

は必要ない。また、現状でも、現地確認や技術的

な相談対応など必要十分に行っている。

さらなる情報提供や工事当日の現地立ち会いに

対応することは、やぶさかではない。



田畑 昭二 議員
(公明党議員団)

子ども医療費の 軽減助成措置を

子ども医療費の自己負担の軽減措置を

質問

●現在、未就学児の入院・通院、小学生の入院は自己負担分について、全額助成されている。小学生の通院、中学生の入院・通院は、3割の自己負担となっている。そこで、周辺自治体との均衡や、子育て支援施策の重要性の観点からは是非とも、来年度より子ども医療費の自己負担分の軽減助成措置が取れないか。

今後、市の考え方を整理してまいります

答 弁 生活福祉部長

子ども医療費助成制度は、各自治体の判断で実施される地方単独事業。市では、子育て支援施策の一つとして、低年齢児の医療費を助成することにより、保護者の経済的負担を軽減し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図る目的で実施してき

ました。住んでいる地域によっては、同じ医療サービスを受けても制度内容が異なるため、子育て世代間で不公平感を生じさせる結果につながっている。この制度は国の責任で、全国的に統一された制度として実施されるべきである。今後、国の動向、社会経済情勢を踏まえ、市の考え方を整理していきたいと考える。



地域包括ケアシステム

質問

●団塊の世代が75歳以上になる2025年には、高齢者のみの単身及び夫婦の世帯割合は2010年の20%から26%へ。また、日常的に介護が必要な認知症高齢者も、280万人から470万人に達すると予想されている。住みなれた地域で、自分らしく生活が送れるよう、住まい・介護・介護予防・生活支援・医療等の整備が一体的にされなければならない。今後、どのような方向性で実施、推進されようとしているのか。

幅広く意見を伺いながら取り組んでまいります

答 弁 生活福祉部長

地域包括ケアシステムは、何らかの支援が必要であっても生活が続けられるよう、必要なサービスや支援が受けられる仕

組みです。

市では、こうした体制づくり等を把握するため、サービス利用者や担当ケアマネージャーに実態調査を実施したところです。引き続きサービス事業者についても意向調査を実施し、介護保険事業計画策定委員と幅広く意見を伺い取り組めます。



大門池裁判 高裁の判決確定



尾和 弘一 議員

質問

①最高裁への「上告受理申し立て」の経過はどうか。

②水利組合の地役入会権はどうか。

③駐車場の賃貸料の返還請求はどうされるのか。

岩出市の上告申立が、最高裁で受理されなかった。これは重大な責任がある。今まで、「市に所有権があり市民の財産である」と主張してきたが今回の判断は、水利組合の権利を認めたものであり裁判で岩出市は明らかに負けたのである。市長、教育長、監査委員としての反省と見解を求める。

答 弁 教育部長

9月2日最高裁で不受理が決定された。市の主張が認められず残念であるが、今回の決定は今まで市が取ってきた方針に直接影響を与えるものではない。水利組合の地役入会権について「岩出市に何かせよ」と命じているものでない。

賃貸料請求については、顧問弁護士と協議した結果、現時点で請求は適切でないと考えている。

答 弁 市長

過去、誠意をもって交渉してきた。極めて一部の所有権の主張により解決の道を閉ざされて今日まで来た。後、お答えするつもりはさらさらない。

答 弁 代表監査委員

市は十分検討して賃貸料の返還請求することは、適切でないと判断していることから特に意見はない。妥当であると考えている。



図書館のある大門池

質問

還付加算金の返還はどうか。

答 弁 総務部長

過去5年間の未払い分については、現在調査中であり、金額が確定されれば速やかに対象者に還付通知の送付を考えている。

質問

選挙の際、条例に違反して投票管理者に多額の報酬が支給されており、和歌山地裁に提訴した。

答 弁 市長

選挙は適正に管理執行されることが重要である。投票事務従事者と投票管理者を兼務する事により経費の削減がなされており、参議院選挙等は、国から全額交付され、市に損害を与えていない。なお、他市の状況も勘案しながら、見直しすべきものは見直しせよと指示を出している。

質問

避難看板の設置及びス
タイルはどうか。

答 弁 総務部長

今年度避難施設サイン設置事業を実施している。避難所46箇所の入口付近にそれぞれ1枚を設置、総合保健福祉センターは2枚にする。

看板のサイズは横90cm縦60cmのアルミ板を使用し、夜間でもわかりやすいものとしている。

設置完了は11月28日までに完了したい。

現在ある案内ポールは、市が設置したものでないので撤去はしません。



現在ある避難場所の表示看板

情報発信と コミュニケーション

難聴者用器具の整備を

質問

- ①難聴者の現状と課題
- ②各課窓口での対応
- ③難聴者用スピーカーシステム「コミュニケーション」など、器具の環境整備は。

調査しきえる

答 弁 生活福祉部長

①平成26年9月18日現在、岩出市における聴覚障がいによる身体障害者手帳



玉田 隆紀 議員
(公明党議員団)

取得者は。

2級	42名
3級	22名
4級	16名
5級	0名
6級	55名
合計	135名

②難聴者が来庁された場合、手話によるコミュニケーションが可能な方については、福祉課の手話通訳のできる職員が対応し、できない方については、筆談により対応している。

③平成25年6月に成立し、平成28年4月に施行される障害者差別解消法において、行政機関は社会的障壁の除去の実施について合理的配慮を行うことが義務付けられました。今後、機器を含め、ど

のような環境整備を行うべきか調査・研究を行っていく。



情報発信

質問

- ①インターネットの情報発信の現状と課題は。
- ②フェイスブックで情報発信の考えは。

検討する

答 弁 市長公室長

①ウェブサイトとメール配信サービスを行っております。

ウェブサイトは、年間約25万件のアクセスがあり、メール配信サービスの登録者数は、8月現在で5,707件。

インターネット環境の整っていない方には、情報が伝わらない問題があるが、市民それぞれの環境によって偏りが生じないように、時代にあった情報手段の効果的な連携を進めていきます。

②ソーシャルネットワークサービスについては、若い世代の意見収集や情報の拡散にも高い効果が



見込まれ、災害時における情報発信手段としても効果があると考えられる。平成25年4月に「そっへいちゃん」ブログを開設しています。

情報の一部を、ソーシャルネットワークサービス等への移行を検討します。



増田 浩二 議員
(日本共産党議員団)

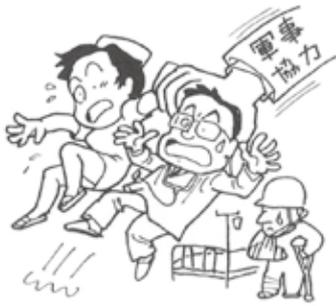
核廃絶宣言と

相容れない

海外派兵への「閣議決定」

質問

- ①核廃絶宣言自治体の取り組みを、どう評価や認識をしているのか。
- ②世界平和に進むのではなく、平和憲法の精神を踏みにじり、日本国民、岩出市民を駆り立て海外派兵に道を開く「閣議決定」は市民にどのような影響を与えると捉えているのか。
- ③核廃絶宣言の取り組みを進める上で、「閣議決定」は相容れないと考えるが、市長の見解は。
- ④核兵器全面禁止のアピール署名や平和市長会への積極的な参加としてはどうか。



答弁 市長

①宣言看板設置や原爆パネル展の実施、平和行進へのメッセージなど引き続き取り組んでいく。

質問

- ②③国政に関する見解であり、答弁する考えはありません。市長として発言するのであれば市民の合意がされた上での発言と思っている。議会の場で、個人としての見解を市長の立場で述べるべきではないと思います。
- ④他の自治体の動向を踏まえ留意していきます。

質問

集団的自衛権の容認は、平和都市宣言に逆行すると、山形市長は述べられている。国の問題を言えないことはない。自治体宣言から見えてどうなのか見解を聞きたい。

答弁 市長公室長

市長ではなく個人としての発言だと思えます。

防災対策の見直しを

質問

- ①1時間に100ミリを超過大雨での土石流災害想定外の雨量を想定した災害対策面での見直しが必要ではないか。
- ②急傾斜地崩壊区域、土石流警戒区域が年々増えている中で、防災対策を

どう講じるのか。改善対策面で県への働きかけはどう行っているのか。

答弁 総務部長

- ③今年ポンプ車の購入がされたが、万全をきたす上で、全市を見据えたさらなるポンプ車の購入は、
- ①計画の作成、修正は、

答弁 事業部長

- ②岡田対策で、藤崎井の調査設計業務入札公告を行ったと聞いています。
- ③借用調整もあり、さらなるポンプ車購入は考えていません。





市来 利恵 議員
(日本共産党議員団)

安心の介護保険 制度を求めて

安倍内閣が進める、医療介護総合法案は、要支援者への訪問介護と通所介護を介護保険から外し、自治体の地域支援事業に移行させ安上がりにすることを狙うものです。

これまでの介護保険の改悪の中でも、歴史に残る大改悪となっています。

質問

①要支援サービスに見合った事業費の確保や事業者の確保は十分できるのか。

②総合事業では、地域の支え合い、多様な主体によるサービスをうたっているが、その見込みと可能性は。

③認知症対策は、早期発見・早期対応することです。認知症初期集中支援チームの立ち上げの考えは。

④一定所得以上の方のサービス利用料が2割負担になれば、サービスを受けづらい環境を生むと考えるが市の見解は。

⑤特養ホームの入所対象が原則要介護3以上に制限された場合、この影響をどのように考えているのか。

答 弁 生活福祉部長

①サービスごとの料金単価が定まっていないが、その確保に向けて料金設定等、慎重に検討する。

②既存の団体やボランティアを含め、地域にある社会資源の把握と多様な事業主体やサービスに関する情報の収集に努めているところ。

③認知症初期集中支援チームの設置は考えていない。

④費用負担の公平化や制度の持続可能性を高める上で、国が判断したもので、国が必要な方への適切な支援に努める。

⑤要介護1または2の方であっても、やむを得ない事情がある場合は、市町村の適切な関与の下、特例的に入所を認めることができます。

子ども・子育て支援新制度の問題点

新制度では、家庭的保育、小規模保育C型の保育者は研修修了者となっているだけです。

乳幼児期の子どもの成長発達、事故が起きやすいこの時期、子どもの命を守る上で質の確保が必須です。保育士以外を保育者として配置するべきでないと考えます。

質問

研修者は、保育士の有資格者と明確にすべきだが市の考えは。

答 弁 生活福祉部長

国の基準どおりすることとしている。保育者を保育士のみ限定する考えはない。



厚生常任委員会

委員長 山本 重信
副委員長 福山 晴美
委員 田畑 昭二
吉本 勸曜
〃 増田 浩二
〃

活動報告

平成26年9月28日に公立那賀病院が改修工事を進めていた「血液浄化・透析センター」1外来第5ブロック」が完成しましたので、視察を行いました。



透析用監視装置とベッド

10月から「血液浄化・透析センター」で診療が開始され、血液浄化療法が必要な患者さんに対応できるようにになりました。また、患者さんがリラックスして治療を受けられるよう配慮されています。

今後も地域密着型の病院として、発展して欲しいものです。



透析機械室

意見書の審査

全会一致で採択すべきものと決し、次のとおり関係者に提出しました。

厚生常任委員会提出の意見書

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

わが国のウイルス性肝炎の患者・感染者は、B型・C型合わせて350万人以上と推計されており、肝炎が国内最大の感染症となっています。

こうした状況を踏まえ、国は、平成22年1月に、感染被害の拡大を招いたことに対する国の責任と肝炎患者を救済する責務を明記した「肝炎対策基本法」を施行しました。

しかし、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、B型・C型肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者は相当数存在します。

更に、ウイルス性肝炎に起因する肝硬変・肝がんの治療費には医療費助成制度がないため、患者の多くは高額な医療費を負担するだけでなく、重い病状から就労不能となり、経済的に困窮した状況に直面しています。

ウイルス性肝炎に起因する肝硬変・肝がんにより、多くの方が亡くなっている深刻な実態の中、医療費助成制度の拡充と生活支援の実現は緊急に取り組むべき課題となっています。

よって、岩出市議会は、政府及び国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものである。

記

1. ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること
2. 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣

議員提出の条例

日本酒の普及の促進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、日本酒による乾杯の習慣を広めることにより、日本酒の消費拡大及び日本古来の文化への理解の促進に寄与することを目的とする。

(市の役割)

第2条 岩出市(以下「市」という。)は、日本酒の普及の促進に必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第3条 日本酒に関係する事業を行う者(以下「事業者」という。)は、日本酒の消費拡大につながる普及の促進に主体的に取り組むとともに、市及び他の事業者と相互に協力するよう努めるものとする。

(市民の協力)

第4条 市民は、市及び事業者が行う日本酒の普及の促進に関する取組に協力するよう努めるものとする。

(嗜好への配慮等)

第5条 この条例の施行に当たり、市及び事業者は、個人の嗜好及び意思を尊重するよう配慮し、市民は、自己の健康管理に留意するとともに、交通ルール及び飲酒におけるマナーを遵守しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議員提出の意見書

「手話言語法(仮称)」制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、平成23年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される。」と定められた。

また、同法第22条では国・地方公共団体に対して、情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

よって、岩出市議会は、政府及び国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものである。

記

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、学べ、自由に使え、更には言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法(仮称)」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。



(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣

いわで ふおとぎやらしい



12月議会の本会議開催予定日は、次のとおりです。
ぜひ傍聴にお越しください。

12/ 2(火)、8(月)、16(火)、18(木)、19(金)

編集後記

厳しい寒さが続いています
すが、いかがお過ごし
でしょうか。

10月27日から11月9日
は「読書週間」でした。

本を読むことで、大人
も子どもも心が豊かにな
り、自分や相手を見つめ
なおすための一つのチャ
ンスになるのではないか
と思います。

12月は、休日も多く、
子どもたちと読書を楽し
むために、図書館へ行っ
てみてはどうでしょうか。

来年も読みやすい議会
だよりを作成していきま
すので、ご愛読いただき
ますようお願いいたします。

皆様にとって、来年が
よい年でありますように
お祈り申し上げます。

議会広報常任委員会

委員長 吉本 勸暲

副委員長 宮本 要代

委員 田中 宏幸

委員 西野 豊

委員 山本 重信

委員 福山 晴美

委員 市來 利恵